（職業安定法施行規則の一部改正）

第三条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「以下」を「次項において」に、「すべてに」を「全てに」に改め、同項第一号及び第三号中「すべての」を「全ての」に改め、同条第二項中「すべてに」を「全てに」に改め、同条第三項及び第四項中「如何なる」を「いかなる」に改める。

様式第一号（第三面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

（消費生活協同組合法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第二百二十二条第一項第十四号及び第二百二十七条第一項第十四号

二　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の二第二項

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第五条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「同法第三十一条」を「同法第三十条の二第一項」に改める。

別表第三十六号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同表第三十七号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第六条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第四項第一号イ⑴中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第百四十四条の二第二項中「第三十一条」を「第三十条の二第一項」に、「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に、「四十条の五」を「第四十条の五本文」に改める。

附則第十七条の四の二第二項第一号中「第三十一条」を「第三十条の二第一項」に、「第二十六条第一項第二号」を「第二十三条の二」に改め、同項第二号中「第四十条の五の雇用契約」を「第四十条の五本文の労働契約」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第四十三条第一号の業務の内容に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第五条の業務が含まれるときは、当該業務が該当する同令第四条第一項各号に掲げる業務又は同令第五条各号に掲げる業務の条番号及び号番号を付するものとする。

3　建設業務労働者就業機会確保契約の当事者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し法第四十三条の規定により定めた事項を、書面に記載しておかなければならない。

4　送出事業主から建設業務労働者就業機会確保の役務の提供を受ける者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に当たり法第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。次条第一項及び第四項において「読替え後の労働者派遣法」という。）第二十六条第四項の規定により明示された内容を、前項の書面に併せて記載しておかなければならない。

第二十七条第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に、「法第四十四条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下この項及び第四項において「読替え後の労働者派遣法」という。）」を「読替え後の労働者派遣法」に改め、同条第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「、労働者派遣法施行規則第二十一条第二項中「法第二十六条第一項第一号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条第一号」と、同条第三項中「法第二十六条第一項」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条」と」を削り、「第三十六条第四号」を「第三十六条第五号」に改める。

様式第十三号（第一面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「同法第6条第1号から第4号」を「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条第1号から第4号」に改める。

様式第十六号（第一面）中「第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第6条第1号から第4号」を「第32条第1号から第4号」に改め、同様式（第二面）を次のように改める。